

米子市無料職業紹介事業運営規程

事業所名 米子市無料職業紹介所

第1 求人

- 1 本所は、米子市が誘致した企業、米子市内の工業団地に進出し、又は移転した企業、米子市に立地する労働力の確保を必要とする企業等の求人に関する限り、いかなる求人の申込みについても受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合や、その申込みの内容である賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には、受理しません。
- 2 求人の申込みについては、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人登録票を提出することにより、行うものとします。ただし、直接来所することができないときは、郵便、ファクシミリ又は電子メールによる申込みでも差し支えないものとします。
- 3 求人の申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、求人登録票又はファクシミリ若しくは電子メールに記載することにより明示することとします。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため求人登録票又はファクシミリ若しくは電子メールに記載することによる明示をすることができないときは、事前にこれらの方法以外の方法により明示することとします。

第2 求職

- 1 本所は、米子市が誘致した企業、米子市内の工業団地に進出し、又は移転した企業、米子市に立地する労働力の確保を必要とする企業等への求職に関する限り、いかなる求職の申込みについても受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には、受理しません。
- 2 求職の申込みについては、求職者が直接来所し、所定の求職者登録票を提出することにより、行うものとします。

第3 紹介

- 1 本所は、日本国憲法第22条第1項及び職業安定法（昭和22年法律第141号）第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者がその希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努めます。
- 2 本所は、求人者の希望に適合する求職者を紹介するよう努めます。
- 3 本所は、求職者に対し、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、求人登録票の写しの交付により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため求人登録票の写しを交付することができないときは、この方法以外の方法により明示を行います。
- 4 本所は、求職者を求人者に紹介する場合には、求人者に提出するための紹介状を求職者に交付します。

- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介しません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関、職業紹介事業者等と連携を図りつつ、本所による紹介を受けた求職者からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応します。
- 2 本所による紹介を受けた求人者及び求職者は、結果のいかんに関わらず、本所に対し、その報告をすることとします。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人情報を、米子市個人情報保護条例(平成17年米子市条例第23号)及び米子市無料職業紹介事業個人情報適正管理規程に定めるところにより、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求人者又は求職者に対し、求人又は求職の申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いを一切行いません。
- 5 本所が取り扱う業務の範囲は、次に掲げるとおりとします。
 - ① 米子市の誘致企業への求職者の紹介
 - ② 米子市内の工業団地に進出し、又は移転した企業への求職者の紹介
 - ③ 米子市に立地する労働力の確保を必要とする企業への求職者の紹介
 - ④ 米子市に立地する新規学卒者を雇用しようとする企業への求職者の紹介
 - ⑤ 米子市へのU J I ターン希望者を含め、①、②、③又は④の企業の就職希望者への当該企業の紹介
- 6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりですが、本所の業務は、全て職業安定法関係法令等に基づいて運営されていますので、ご不審の点は、係員におたずねください。

平成30年8月1日

代表者 米子市経済部経済戦略課長
雑賀英明

(平成19年5月30日施行)

※この運営規程は、職業安定法第29条の4の規定により、求人者及び求職者に対し、明示するものです。

個人情報適正管理規程

米子市無料職業紹介事業個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う職員の範囲は、経済部経済戦略課の職員とする。
また、個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 新井章太 とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育及び指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回、職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 3 個人情報の取扱者は、当該個人情報に関し、当該個人情報に係る本人から当該本人が有する資格、職業経験等の客観的事実に基づく情報の開示の請求があったときは、遅滞なく、その請求に基づき当該情報の開示を行うものとする。さらに、当該開示した情報に基づき当該情報の訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合において、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく、訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は、求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関し、当該個人情報に係る本人からの苦情の申出があったときは、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、誠意を持って、適切な処理を行うものとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 新井章太 とする。